

# 老人保健施設彩の苑のご案内

[2025年4月1日現在]

## 1 施設の概要

### (1) 施設の名称等

事業所名	老人保健施設 彩の苑
開設年月日	1997年12月4日
所在地	〒367-0054 埼玉県本庄市千代田1-1-21
電話番号	0495-23-3988
FAX番号	0495-23-3977
管理者	北村 守彦
事業所番号	介護老人保健施設 (事業所指定番号 1154380028号) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (事業所指定番号 1154380028号) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (事業所指定番号 1154380028号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営の方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療並びに日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者様が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### 「老人保健施設彩の苑の運営方針」

- ①当施設では、利用者様の意思及び人格を尊重して、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ②当施設では、利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指します。
- ③当施設では、利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者様の療養生活の質の向上を目指すとともに、ご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利

用者様が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。

- ④当施設では、利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者様の心身の機能の維持回復を図るものとします。
- ⑤当施設では、利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他傷の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者様に対し身体拘束を行わないものとします。
- ⑥当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他居宅サービス事業者並びにその他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑦当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者様が「ここやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑧サービス提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者様又はそのご家族様に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者様の同意を得て実施するよう努めます。

### (3) 施設の職員体制（常勤換算）

介護老人保健施設・短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の職員体制

職名	員数	業務内容
管理者	1人	介護老人保健施設従業員の総括管理、指導 〔(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)訪問リハビリテーションの管理者と兼務〕
医師	1人以上	病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的管理
薬剤師	0.3人以上	病状及び心身の状況に応じた日常的な薬剤管理
看護職員	10人以上	医師の指示に基づいた投薬、血圧測定等の医学的管理
介護職員	24人以上	施設サービス計画、(介護予防)短期入所療養介護計画に基づく介護業務全般
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	2人以上	リハビリテーション実施計画書の作成、リハビリテーションの提供
支援相談員	1人以上	利用者様及びご家族様からの相談業務全般
管理栄養士 栄養士	1人以上	栄養ケアマネジメント、栄養状態の管理業務
介護支援専門員	1人以上	施設サービス計画、(介護予防)短期入所療養介護計画の原案作成、担当者会議の開催、要介護認定更新の申請手続き
事務職員	1人以上	施設運営に必要な事務全般

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの職員体制

職名	員数	業務内容
管理者	1人	(介護予防) 通所リハビリテーション従業者の総括管理、指導 〔介護老人保健施設、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護予防) 訪問リハビリテーションの管理者と兼務〕
医師	1人以上	病状及び心身の状況に応じた日常的な医学的管理 〔介護老人保健施設、(介護予防) 短期入所療養介護の医師と兼務〕
理学療法士・ 作業療法士又は 言語聴覚士	2人以上	リハビリテーション実施計画書の作成、リハビリテーションの提供
看護職員	4人以上	医師の指示に基づいた投薬、血圧測定等の医学的管理
介護職員		(介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づく介護業務全般

(4) 入所定員等

- ・定員 100名
- ・療養室 (個室 6室、2人室 13室、4人室 17室)

(5) 通所定員 40名

2 サービス内容

①施設サービス計画の立案

②短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 計画の立案

③通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画の立案

④食事

朝食 7時00分～ 8時30分

昼食 11時00分～12時30分

夕食 17時00分～18時30分

\* 上記の時間外でも、都合に合わせて食事を摂ることができます。

\* セレクトメニューの場合は、お好きなほうを選ぶことができます。

⑤入浴 (一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者様には特別浴槽で対応します)

⑥医学的管理・看護

⑦介護

⑧機能訓練 (リハビリテーション、レクリエーション)

⑨相談援助サービス

⑩栄養管理、栄養状態の管理

⑪利用者様が選定する特別な食事の提供

⑫送迎サービス

⑬その他

これらのサービスのなかには、利用者様から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

### 3 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者様に病状の急変、その他緊急事態が発生した場合は、速やかに管理者に報告し、必要な措置を講じ、ご家族様へ連絡をいたします。

なお、ご家族様への連絡は、「同意書」にご記入いただいた連絡先となります。

### 4 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し医師の指示のもと応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者様がお住まいの市町村、ご家族様等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当施設の介護サービスにより、利用者様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当施設は公益社団法人全国老人保健施設協会と損害賠償保険契約を結んでおります。）

### 5 サービスの利用に当たっての留意事項

- ・飲酒・喫煙は、原則として禁止させていただきます。
- ・火気類の持込みは、防災管理上、禁止させていただきます。
- ・設備・備品のご利用の際は、施設にお申し出ください。
- ・所持品等を持込む際は、施設にお申し出ください。
- ・金銭・貴重品の管理は、事務室にて行いますので、お申し出ください。
- ・ペットの持込みは、禁止とさせていただきます。
- ・利用者様及びご家族様の営利行為、宗教活動、署名活動、特定の政治活動は、禁止させていただきます。
- ・他の利用者様への迷惑行為は、禁止させていただきます。

### 6 非常災害対策

- ・防災設備   スプリンクラー、消火器、屋内消火栓、自動火災報知器、避難器具（滑り台）、非常通報装置
- ・防災訓練   年2回

### 7 サービスに関する苦情・相談

#### (1) 苦情・相談窓口

担 当   管理者及び看護職員

電 話   0495-23-3988

受 付 日   月曜日から金曜日（国民の休日及び12月29～1月3日までを除く）

受付時間   午前8時30分から午後5時30分

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

又、1階北側エレベーター前に「ご意見箱」を備えてありますのでご利用ください。

## (2) その他

当施設以外に、市町村及び埼玉県国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

<u>市町村介護保険相談窓口</u>	利用者様所在地の市町村介護保険相談窓口
1 本庄市 〒367-8501	本庄市本庄3-5-3 介護保険課 電話 0495-25-1722
本庄市児玉総合支所	本庄市児玉町大字八幡山368 市民福祉課 電話 0495-72-1333
2 大里広域市町村圏組合 〒360-0033	熊谷市曙町2-68 介護保険課 電話 048-501-1330
深谷市役所	深谷市仲町11-1 長寿福祉課 電話 048-574-8544
岡部総合支所	深谷市岡2381-1 岡部市民生活課 電話 048-585-2214
3 上里町 〒369-0392	上里町大字七本木5518 高齢者いきいき課 電話 0495-35-1243
4 美里町 〒367-0194	美里町大字木部323-1 介護福祉課 介護高齢者係 電話 0495-76-5132
5 埼玉県国民健康保険団体連合会 〒338-0002	さいたま市中央区大字下落合1704番 介護苦情相談専用 電話 048-824-2568

## 8 事業者の概要

- (1) 名称・法人種別 医療法人 本庄福島病院
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 福島 正人
- (3) 所在地・電話 〒367-0054 埼玉県本庄市千代田1-1-18  
電話 0495-22-5211
- (4) 事業所数等 病院 2か所  
介護老人保健施設 1か所  
(介護予防) 短期入所療養介護 1か所  
(介護予防) 通所リハビリテーション 1か所  
(介護予防) 訪問リハビリテーション 1か所  
居宅介護支援 1か所

## 9 併設・協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいています。

### ・併設医療機関

- ・名 称 本庄福島病院
- ・住 所 埼玉県本庄市千代田1-1-18

### ・協力医療機関

- ・名 称 本庄総合病院
- ・住 所 埼玉県本庄市北堀1780

### ・協力歯科医療機関

- ・名 称 彩北病院
- ・住 所 埼玉県本庄市小島5-6-1
- ・名 称 日の出木村歯科
- ・住 所 埼玉県本庄市日の出3-3-13

## 10 介護・診療情報の提供及び個人情報の保護について

当施設は、利用者様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

### (1) 介護・診療情報の提供

ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護職員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

### (2) 介護・診療情報の開示

ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、管理者または看護職員に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

### (3) 個人情報の内容訂正・利用停止

個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報をいいます。

当施設が保有する個人情報（リハビリテーション記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。管理者または看護職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

### (4) 個人情報の利用目的

個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

- ・サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による事業所評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。
- ・当施設は介護職等の研修事業所に指定されており、研修・養成の目的で、研修医および介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

#### (5) ご希望の確認と変更

利用予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容につきまして、利用者様ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。

本日の利用者板への氏名の掲示を望まない場合には、お申し出ください。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいかと思えます。

電話あるいは面会者からの、利用状況等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出ください。

一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出ください。

#### <相談窓口>

個人情報に関してのご質問やご相談は、管理者または個人情報流出防止委員会相談窓口までお問い合わせください。

・個人情報流出防止委員会相談窓口（電話 0495-23-3988 内線107）

#### 1.1 その他

パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙1>

## 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)について

[2025年4月1日現在]

### 1 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者様の介護保険証の確認をさせていただきます。

### 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)についての概要

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)については、要介護者(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス(介護予防サービス支援)計画に基づき、当施設をご利用いただき、医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことによって、利用者様の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者様に関わる医師及び理学療法士、作業療法士その他通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画が作成されますが、その際、利用者様・利用者様の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

### 3 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日(国民の休日及び12月29～1月3日までを除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

### 4 サービス提供地域

本庄市、上里町、美里町、深谷市(旧岡部町地区)

※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

### 5 利用料金

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)をご利用される利用者様のご負担は基準額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額と保険給付対象外の費用(食費、利用者様の選択に基づく特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、レクリエーション等で使用する材料費等)を利用料としてお支払いいただく2種類があります。

ただし、介護保険の給付の範囲を越えたサービス利用は全額負担となります。

#### (1) 保険給付の自己負担 ※地域区分別1単位の単価=10円 その他地域

##### 1. 通所リハビリテーションの基本料金

(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります)

○通所リハビリテーション費（1日あたり）

1) 基本利用料

（1時間以上2時間未満）

要介護1	369単位
要介護2	398単位
要介護3	429単位
要介護4	458単位
要介護5	491単位

（2時間以上3時間未満）

要介護1	383単位
要介護2	439単位
要介護3	498単位
要介護4	555単位
要介護5	612単位

（3時間以上4時間未満）

要介護1	486単位
要介護2	565単位
要介護3	643単位
要介護4	743単位
要介護5	842単位

（4時間以上5時間未満）

要介護1	553単位
要介護2	642単位
要介護3	730単位
要介護4	844単位
要介護5	957単位

（5時間以上6時間未満）

要介護1	622単位
要介護2	738単位
要介護3	852単位
要介護4	987単位
要介護5	1120単位

（6時間以上7時間未満）

要介護1	715単位
要介護2	850単位
要介護3	981単位
要介護4	1137単位
要介護5	1290単位

（7時間以上8時間未満）

要介護1	762単位
要介護2	903単位
要介護3	1046単位
要介護4	1215単位
要介護5	1379単位

2) 加算

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（22単位/日）

介護職員の総数のうち、以下①、②のいずれかに該当すること。

①介護福祉士の割合が70%以上

②勤続10年の介護福祉士が25%以上

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（18単位/日）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上の場合。

○サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（6単位／日）

介護職員の総数のうち、以下①、②のいずれかに該当すること。

①介護福祉士の割合が40%以上

②勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上の場合。

○リハビリテーション提供体制加算（介護予防除く）

3時間以上4時間未満 1.2単位／日 4時間以上5時間未満 1.6単位／日

5時間以上6時間未満 2.0単位／日 6時間以上7時間未満 2.4単位／日

7時間以上 2.8単位／日

リハビリテーションマネジメント加算を算定し、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が利用者数25人またはその端数を増すごとに1人以上配置している場合。

○介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（所定単位数×6.6%）

所定単位数（介護保険給付総額）に、介護職員等処遇改善要件に基づいた加算率を乗じた数が加算されます。

○リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

（利用開始月より6月以内 5.93単位／月）（6ヵ月超 2.73単位／月）

事業所の医師その他職種のものとの協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理すると共に、利用者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚労省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。

○科学的介護推進体制加算（4.0単位／月）

利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚労省に提出し、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。

○短期集中個別リハビリテーション実施加算（1.10単位／回）

退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に、集中的にリハビリテーションを実施した場合。

○理学療法士等体制強化加算（3.0単位／日）

専従する常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を2名以上配置している場合。（「1時間以上2時間未満」利用の場合）

○入浴介助加算（Ⅰ）（4.0単位／日）

入浴介助を行った場合。

○若年性認知症利用者受入加算（6.0単位／日）

若年性認知症の利用者様に対し、個別の担当者を定め、利用者様の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合。

○中重度者ケア体制加算（2.0単位／日）

看護職員又は介護職員を指定基準以上配置し、前年度又は算定月前3ヶ月利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の割合が3割以上の場合。

○重度療養管理加算（1.00単位／日）

厚生労働大臣が定める状態（経鼻経管栄養や胃瘻管理等が必要な状態）の要介護3以上の利用

者に対して、計画的な医学的管理のもとサービス提供を行った場合。

○退院時共同指導加算（600単位/回）

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り加算する。

○事業所が送迎を行わない場合（-47単位/片道）

送迎を行わない場合、基本単位から片道につき47単位を減算する。

## 2. 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

（介護保険制度では、要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります）

### 1) 基本利用料

○介護予防通所リハビリテーション費（1月あたり）

要支援1 2268単位

要支援2 4228単位

※利用開始月より起算して12月を超えた期間に利用する場合（1月あたり）

要支援1 -120単位 要支援2 -240単位

### 2) 加算

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（要支援1 88単位/月）（要支援2 176単位/月）

介護職員の総数のうち、以下①、②のいずれかに該当すること。

①介護福祉士の割合が70%以上

②勤続10年の介護福祉士が25%以上

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（要支援1 72単位/月 要支援2 144単位/月）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が50%以上の場合。

○サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（要支援1 24単位/月 要支援2 48単位/月）

介護職員の総数のうち、以下①、②のいずれかに該当すること。

①介護福祉士の割合が40%以上

②勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上の場合

○介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（所定単位数×6.6%）

所定単位数（介護保険給付総額）に、介護職員処遇改善要件に基づいた加算率を乗じた数が加算されます。

○科学的介護推進体制加算（40単位/月）

利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚労省に提出し、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合。

○退院時共同指導加算（600単位/月）

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき

1 回に限り加算する。

## 2) 保険給付外の自己負担 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション共通)

○食費 (朝食 510円 昼食 640円 夕食 710円)

食事を提供した場合。(食材費及び調理に係る費用)

○利用者様が選定する特別な食事の費用 (実費)

通常の食事以外で特別メニューの食事を選定された場合。

○日常生活品費

おしぼり、ティッシュペーパー、バスタオル、フェスタオル、石鹸、シャンプー、リンス等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。

・ 1 日利用・入浴あり	1 5 0 円 / 日	・ 1 日利用・入浴なし	6 0 円 / 日
・ 半日利用・入浴あり	1 3 0 円 / 日	・ 半日利用・入浴なし	4 0 円 / 日

○教養娯楽費 (200円/日)

レクリエーション等で使用する、折り紙や毛糸、粘土等の材料や輪投げ等遊具、ビデオ、DVDソフト等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合。

○紙おむつ (200円/枚)、紙パンツ (200円/枚)、パット (50円/枚)

施設で用意するものをご利用いただく場合。(通所利用時に持参していただければ費用はかかりません)

○各種証明書

各種証明書の発行をご希望された場合。(証明書の種類により金額は異なります)

## (3) お支払い方法

○毎月、10日に前月分の請求書を発行いたしますので、その月の20日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

○お支払い方法は、受付窓口でのお支払い、送迎時でのお支払い、口座振替でのお支払いの3方法があります。なお、受付窓口の受付時間は、午前9時30分から午後5時30分です。土日祝日でもお支払いは可能です。

○送迎時にお支払いの場合、お預かり証を発行します。領収書と引き換えになりますので、送迎職員にお渡しください。

○領収書の再発行は致しませんので、大切に保管してください。

## 6 飲食物等の持ち込みについて

○当施設では、衛生管理に関する責任は負いかねますので、食べ物、飲み物の持ち込みはご遠慮ください。ご利用者の身体状況等から、持込を希望される場合はご相談下さい。

○嚥下障害や食事制限をされている方がいらっしゃいますので、他の利用者様に飲食物を差し上げることはご遠慮ください。

年 月 日

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供開始にあたり、利用者に対して利用同意書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県本庄市千代田 1-1-18  
名称 医療法人 本庄福島病院  
代表者 理事長 福島 正人 印

事業所

所在地 埼玉県本庄市千代田 1-1-21  
事業所名 老人保健施設 彩の苑

説明者

所属 老人保健施設 彩の苑  
氏名 印

私は、利用同意書及び本書面により、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住所  
氏名 印

身元引受人

住所  
氏名 印